

福岡県公報

平成二十二年四月十四日
第三千九十八号
増刊 ②

目次

規則(第二十三号)

過疎地域、農村地域工業等導入地区及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例の施行に関する規則の一部を

改正する規則

(税務課) …………… 一

再掲

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則

(人事課) …………… 一〇

正誤

福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成二十二年福岡県条例第二号) 中正誤

…………… 一〇

規則

過疎地域、農村地域工業等導入地区及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年四月十四日

福岡県知事 麻生 渡


福岡県規則第二十三号

過疎地域、農村地域工業等導入地区及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

過疎地域、農村地域工業等導入地区及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例の施行に関する規則(昭和三十八年福岡県規則第三号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「農村地域工業等導入地区」を削る。
第三条中「第四条」を削る。
様式第一号を次のように改める。

様式第1号 その1 (第3条関係)

受付印  年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿	申請者 所在地(住所)	法人番号
	フリガナ 法人名及び代 表者名(氏名)	印 
		電話 — —

過疎地域 離島振興地域 に係る法人(個人)事業税の課税免除申請書

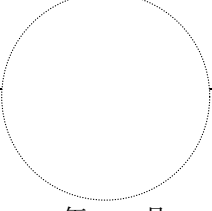

過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例(第3条の2、第4条の2)の規定に基づき 年 月 日から 年 月 日までの法人(個人)の事業税について、課税免除を申請します。

- 注 1 標題部分の該当する地域名を○で囲み、()の部分は、過疎地域の申請の場合には第3条の2を、離島振興対策実施地域の場合には第4条の2を○で囲んでください。
- 2 この申請書は、当初事業年度(年)の確定申告書と同時に提出してください。
 なお、提出の際、次の書類を添付してください。
- (1) 事業税の課税免除計算に係る計算書(様式第2号)
 - (2) 事業所全体の平面図(新設又は増設した部分が明示されたもの)
 - (3) 法人にあつては、減価償却明細書(法人税法施行規則別表16)の写し、個人にあつては、これに代わるもの
 - (4) 当該事業所の年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにした書類
 - (5) 新設又は増設された生産設備に直接従事する者の氏名、勤務箇所及び採用年月日を記載した書面
- 3 第二事業年度(年)以降については、上記の書類のうち(1)及び(5)の書類のみ提出してください(この申請書及び(2)～(4)の書類は提出を要しません。)

備考 この様式は3枚複写とし、上紙は納税者用、中紙は県税事務所用とし何欄を設け、下紙は税務課送付用とすること。

様式第1号 その2

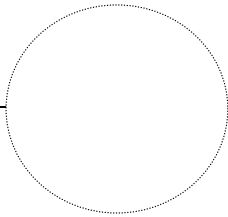
受付印

 年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿	申請者 所在地(住所)	
	フリガナ 法人名及び代 表者名(氏名)	印 
	電話	— —
<p>過疎地域 離島振興地域</p> <p>に係る不動産取得税の課税免除申請書</p> <p>過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例(第3条の2、第4条の2)の規定に基づき、下記不動産に係る不動産取得税について、課税免除を申請します。</p>		
不動産の種類、構造、用途、規模	土地 家屋	m ²
不動産の所在地		
不動産の取得	年 月 日	
工事等の建設に着手する予定	年 月 日	
摘要		

- 注 1 標題部分の該当する地域名を○で囲み、()の部分は、過疎域地の申請の場合には第3条の2を、離島振興対策実施地域の場合には第4条の2を○で囲んでください。
- 2 この申請書は、不動産の取得に係る申告書と同時に提出してください。
- 3 この申請書には、次の書類を添付してください。
- (1) 申請書と同時に提出するもの
- ア 新設又は増設された建物の配置図(取得不動産が家屋の場合)
- イ 土地の取得の日から1年以内に工場等の建設に着手することが認められる書類(取得不動産が土地の場合)
- (2) 工業生産設備等を新設又は増設した日の属する事業年度(年)の決算が確定した場合に提出するもの
- ア 法人にあっては減価償却明細書(法人税法施行規則別表16)、個人にあってはこれに代わるもの
- イ 当該新設又は増設により増加した雇用者及び退職者の氏名、勤務箇所及び採用年月日を記載した書面
- なお、増加した雇用者が配置転換、異動転勤等によるものであるときは、旧勤務箇所を明示し、その理由を具体的に記載すること。

様式第1号 その3

受付印



年 月 日

福岡県

県税事務所長 殿

整理番号

課税年度

申請者
所在地(住所)

フリガナ
法人名及び代
表者名(氏名)

印



電話

過疎地域
離島振興地域 に係る固定資産税の課税免除申請書

過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例(第3条の2、第4条の2)の規定に基づき、下記償却資産に係る固定資産税について、課税免除を申請します。

大規模償却資産の所在地			
大規模償却資産の種類	取得年月日	取得価格	摘要
	・ ・	円	
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		

- 注 1 標題部分の該当する地域名を丸で囲み、()の部分、過疎地域の申請の場合には第3条の2を、離島振興対策実施地域の場合には第4条の2を○で囲んでください。
- 2 この申請書は、償却資産申告書と同時に提出してください。
- 3 この申請書には、法人にあっては減価償却明細書(法人税法施行規則別表16)を、個人にあってはこれに代わるものを添付してください。

様式第三号から様式第六号までを次のように改める。

様式第3号 (第4条関係)

<p>過疎地域 離島振興地域</p>	<p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p>に係る〔法人(個人)事業税、不動産取得税〕 の課税免除申請に対する決定通知書</p>
------------------------	---

様

印

福岡県 県税事務所長

年 月 日申請のあった〔法人(個人)事業税、不動産取得税〕について、下記のとおり(下記理由により)課税免除する(しない)こととしたので通知します。

法人番号・課税番号	事業年度・年・課税年度	免除をした税額
		円

理由

不服申立てについて

1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求することができます。
 なお、この審査請求書は、正、副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第4号 (第5条関係)

		第 年 月 日 号	
過疎地域 離島振興地域		に係る不動産取得税の徴収 猶予許可(取消)通知書	
様		印	
福岡県		県税事務所長	
<p>過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例第6条(第7条)第1項の規定により、下記のとおり徴収猶予を許可する(取り消す)こととしたので通知します。</p>			
不動産の所在地			
課税番号	課税年度	徴収猶予金額 (徴収猶予取消金額)	徴収猶予期間
		円	年 月 日から 年 月 日まで
理由			
<p>不服申立てについて</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求することができます。</p> <p>なお、この審査請求書は、正、副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>			

様式第5号 (第5条関係)

	第 年 月 日 号
過疎地域 離島振興地域	に係る不動産取得税の 徴収猶予不許可通知書

様	印
福岡県	県税事務所長
<div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 60px; margin: 0 auto;"></div>	
<p>年 月 日付課税免除の申請に係る不動産取得税(課税番号 課税年度)の徴収猶予については、下記理由により許可しないこととしたので通知します。</p>	

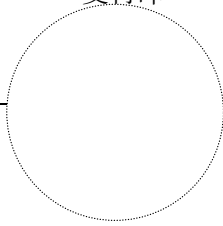
理由

不服申立てについて

- 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求することができます。
 なお、この審査請求書は、正、副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第6号 (第6条関係)

受付印



年 月 日
福岡県
県税事務所長 殿

申請者
所在地(住所)

フリガナ
法人名及び代
表者名(氏名)

印



電話 — —

過疎地域
離島振興地域 に係る不動産取得税の還付申請書

過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例第8条
第1項の規定により、下記のとおり不動産取得税の還付を申請します。

課税番号	課税年度	納付税額	納付年月日	還付申請額
		円	年 月 日	円

摘要

注 標題部分の該当する地区名(地域名)を○で囲んでください。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年四月二日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第二十一号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十二条第一項の規定に基づき、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。

第一順位 副知事 山崎建典

第二順位 副知事 海老井悦子

第三順位 副知事 牛尾長生

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の廃止)

2 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則(平成二十一年福岡県規則第六十号)は、廃止する。

正誤

平成二十二年三月三十一日(福岡県公報第三千九十二号増刊)公布福岡県条例第二

号福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例中、附則第一項中「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)」は、平成二十二年三月三十一日雇用保険法等の一部を改正する法律の公布により「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第十五号)」となった。